

事例検討テーマ	支援ニーズ	支援ニーズに対し、現状では対応が困難な背景となる問題	今後の検討の視点
母子支援	<p>①子どもの養育に関する支援ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多子養育の支援</li> <li>・子どもの通院支援</li> <li>・児童相談所による子どもの一時保護</li> </ul> <p>②特別なニーズのある本人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい</li> <li>・精神疾患</li> <li>・外国籍(言葉の問題、制度や福祉サービス利用の制約の問題)</li> </ul> <p>③女性自立支援センター退所に向けた機関連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設への入所</li> <li>・福祉サービスの利用の適否の市町村判断</li> </ul>	<p>①子どもの養育に関する支援ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性自立支援センターの限られた支援体制、見通しがききにくい一時保護期間においてどこまで支援できるかが課題。</li> <li>・母子加算はあるものの、入居者の所持金不足が課題。</li> <li>・本人だけで対応が難しい場合は、女性自立支援センター内で保育の延長や事務所で職員が見る等して特別な体制をとり対応しているが、限られた支援体制の中では、対応が行き届かない。</li> <li>・子どもの養育ができていない状態の中で、本人の気持ちは聞きながらも、どこに限界設定をするのか。</li> <li>・女性自立支援センターと児童相談所が話す機会がなく、面接時の本人の様子や、どのような説明をされるのか、協議や共有をする機会がない。児童相談所が子どもの一時保護を告知する面接後に本人へのフォローや残された子どもへのケアなど、生活の場である女性自立支援センターとしての役割も大きいことから、より連携が必要である。</li> </ul> <p>②特別なニーズのある本人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性自立支援センターが、生活の様子から知的障がいの疑いがあると女性相談センターのCWに伝え、退所後の市町村で療育手帳の申請につながるよう連携している。</li> <li>・外国籍の利用者に対し、翻訳アプリ等を利用して翻訳を試みているが、日常生活場面においては、あまり役に立たず、母国語を用いての会話ができないために本人のストレスと負担が大きい。</li> </ul> <p>③女性自立支援センター退所に向けた機関連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市によって、母子生活支援施設入所の基準やルールが異なる。「2、3カ月で措置を切る」「他府県はダメ」など。入所時に、期間(数か月が多い)を決めておく市が多い。</li> <li>・措置機関である市と女性相談センターも交えてカンファレンスを行い、一時保護期間中のアセスメント結果に基づく母子生活支援施設の入所の必要性を説明するも市の理解が得られない。</li> <li>・福祉サービスの決定は市なので、市の理解が得られないと、制度を使うことができない。</li> </ul>	<p>①子どもの養育に関する支援ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護施設である女性自立支援センターが、一時保護中の支援として、母子支援の役割を施設の機能としてどこまで持つべきか。</li> <li>・本人の精神状態等に応じて日中保育の継続的な利用ができるよう施設内保育を強化する必要性を検討。</li> <li>・母子関係・家族状態の課題を把握するためには、今の体制(保育時間)を維持し、アセスメント結果に基づき早期に適切な支援につなげることを考える必要があるのかを検討。</li> <li>・生活の中で、母から子への不適切な養育があった際に、児童相談所へ通告する基準を、女性相談センターと女性自立支援センターで明確にしておき、フォロー体制についても前もって協議しておくことを検討。</li> <li>・児童相談所職員が女性自立支援センターにて面接を行う際の、女性相談センターとの事前調整や面接後の情報共有を徹底する。</li> </ul> <p>②特別なニーズのある本人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍の利用者について、生活施設で通訳を担うことのできるNPO法人の開拓により、定期的に通訳が来る日時を設定するなど通訳者の確保を図る。</li> </ul> <p>③女性自立支援センター退所に向けた機関連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぐ支援機関と一時保護中からの関係構築を図る。</li> <li>・退所先の市町村の関係各課との連携を的確に行うために、DV対策主管課(人権課、男女参画課等)による庁内調整・コーディネート機能の明確化。</li> <li>・市町村における婦人相談員の配置の促進。</li> <li>・生活場面でのアセスメントを的確に行い、短期間で適切な機関へつなぐ。特に、障がい福祉サービスが必要な場合の支援機関を明確にする。</li> <li>・平成28年10月1日施行の売春防止法第36条の2に定める母子生活支援施設入所に係る婦人相談所長の通知を効果的に活用し、市町村への働きかけを行う。</li> <li>・産前産後母子支援のガイドラインに母子生活支援施設の利用について記載する。</li> <li>・課題の詳細を整理し、府の見解をまとめ通知文・依頼文の発出等について検討。</li> </ul>
妊産婦支援	<p>①妊娠期の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・生活支援</li> <li>・生活リズム回復への支援</li> </ul> <p>②出産後の養育に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年等課題のある利用者に対する養育スキル獲得への支援</li> <li>・アレルギー児への対応</li> </ul> <p>③退所にあたっての支援方針の引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設への入所依頼</li> </ul> <p>④一般的な支援策を受入れることができない事例への対応</p>	<p>①妊娠期の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所中の妊婦に対する妊婦健診等への同行支援について、市の理解が得られにくい。特に、警察から女性相談センターに一時保護依頼された事例の場合、入所時に十分な調整ができておらず、その後の支援についての調整が困難になりがち。</li> <li>・入所中の妊婦については、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会でリスト管理することへの理解が市に得られにくい。</li> <li>・中絶の場合は、女性自立支援センターが死亡届の提出や死胎火葬許可申請の同行支援を行っている。</li> </ul> <p>②出産後の養育に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後まもなく、新生児がいる状況では、施設見学を実施しにくい。(女性自立支援センターでは2か月以下の新生児保育を行って、おらず、同伴での外出もしにくい。入所予定の母子生活支援施設職員が女性自立支援センターに来所し面会を行う等して対応。)</li> <li>・出産の際、女性自立支援センター以外では、入院と同時に退所するため、退院後の支援の連続性が途切れることが課題。</li> <li>・障がい等がある利用者の場合、説明内容を理解しているかどうかの確認が必要。</li> <li>・近年、生育歴・生活史における逆境体験の重複化・重度化が進んでいる。今後、このような事例が増えていくと感じられる。</li> </ul> <p>③退所にあたっての支援方針の引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設の入所期間を短期に設定する福祉事務所がある。</li> <li>・女性相談センター及び女性自立支援センターは、母子生活支援施設での入所支援が適当と考えたが、市と支援方針を一致できず、在宅支援となったケースがある。市の入所についての判断基準があいまい。</li> <li>・退所後の養育支援ニーズの引継ぎについて、退所後の居住市の理解を得ることが必要。</li> </ul> <p>④一般的な支援策を受入れることができない事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タバコをやめられない妊婦に対して、一般的な助言では支援にならず、ケースバイケースで助言・対応をしている。場合によっては、望ましくない行動であっても無理に止めず、本人の気持ちを傾聴し、精神的安定を目指す支援を行っている。生育歴を背景とした人との関係のしんどさを受け止めつつ、養育準備を一緒にするなどすることで落ち着いて一時保護期間中を過ごすことができた。</li> </ul>	<p>①妊娠期の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦支援について支援の実施主体について明確化し、市町村に対し、依頼文・通知文を発出することを検討。</li> <li>・妊婦を保護した場合の妊娠期ごとの支援モデルを構築する。</li> <li>・市町村の母子保健担当課とスムーズな連携を行えるよう、DV対策主管課(人権課・男女参画課等)による庁内調整・コーディネート機能の明確化。</li> <li>・市町村における婦人相談員配置の促進。</li> <li>・市町村の関係機関がそろって支援を検討するための仕組み作り。</li> </ul> <p>②出産後の養育に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護施設である女性自立支援センターにおける出産後の母子支援のあり方についての検討する必要性。</li> </ul> <p>③退所にあたっての支援方針の引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設入所要件についての情報収集。</li> <li>・母子生活支援施設の入所にあたり平成28年10月1日施行の売春防止法第36条の2に定める婦人相談所長の通知を効果的に活用し、市町村へ働きかけを行う。</li> <li>・妊産婦を専門とした婦人保護施設の必要性を検討。</li> <li>・取組の好事例を周知。</li> </ul> <p>④一般的な支援策を受入れることができない事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の好事例を周知。</li> </ul>

事例検討テーマ	支援ニーズ	支援ニーズに対し、現状では対応が困難な背景となる問題	今後の検討の視点
<p>若年女性支援</p>	<p>①本人の心理面を支える支援体制 ・依存と攻撃 ・生育歴の確認 ・心理面接 ・親との関係性の整理 ・自己決定を支える ・医療機関への受診</p> <p>②資格取得のための学校への通学</p> <p>③法的対応</p>	<p>①本人の心理面を支える支援体制 ・女性自立支援センター内で複数担当制をとる等、可能な限りでの丁寧な関わりの中で対応しているが、<u>限られた職員配置の中で、複数の入所者支援を行っているため、1人1人の要求全てに対応することは困難。</u> ・自傷・他害がある際には、女性自立支援センターから女性相談センターの一時保護所へ一時保護先を移すなどして対応している。 ・女性相談センター職員による初回の面接で生育歴を聴取、本人の同意を得た上で関係機関へ調査し、一時保護先とも共有をする。 ・短期間で次の処遇を決めるように話を進めていくため、保護期間中に本人と生育歴の整理をしていくことは困難。また、生育歴を聞き出し過ぎ混乱が生じた場合、その対処ができなくなるため、見極めが必要。 ・心理士が不足している。 ・アセスメントのための心理士業務と生活支援における心理士業務の役割分担が曖昧。 ・のぞみ寮(中長期)入所の際には、女性相談センターの担当cw、女性相談センターの心理士、女性自立支援センターの担当者、本人で話し、入所目的等の確認を行い、目的の共有を図った上で、時間をかけて支援を行うことができる。 ・物件の決定の際など、親に連絡をとらざるを得ない場面があり、親との関係が断ち切れないことが、支援の困難さにつながるものが課題。 ・医療機関への受診が必要だと思われるが、本人自身が拒否する場合には対応が困難。</p> <p>②資格取得のための学校への通学 ・本人のニーズにあわせて、女性自立支援センターの職員と一緒に進学先を探すことで、関係性の構築につながった。 ・以前は、<u>婦人保護施設入所中の通学は認められていなかったが、自立支援の一環としてきちんとした就職先に就くために資格取得のための学校への通学は認めるようにしてきている。</u></p> <p>③法的対応 ・未成年者で虐待を受けている者の親権停止に係る対応は、<u>女性相談センターと児童相談所が連携して行うことが必要。</u> ・親権停止ができれば、安全に次の支援につなぐことができたが、かなわない事例もある。</p>	<p>①本人の心理面を支える支援体制 ・女性自立支援センターと女性相談センターの一時保護場所の使い分け(保護先の移動等の工夫)。 ・<u>精神疾患などを有するケースについては、障がい福祉課などとの連携により一時保護先の検討。</u> ・<u>若年女性を専門とした婦人保護施設等の必要性の検討。</u> ・女性自立支援センターのぞみ寮(中長期)の入所者への支援として、女性自立支援センターと女性相談センターの役割分担の明確化。 ・<u>女性自立支援センターのぞみ寮(中長期)の入所者に対する、心理士による定期的な面接、生育歴の振り返り面接等のプログラムの実施。</u> ・女性自立支援センターと女性相談センターの心理士の役割の明確化。 ・支援プログラムモデルの構築。 ・複数担当制による切れ目ない支援の必要性。 ・<u>嘱託医による診察を医療機関への受診・診断につなげる仕組み作りの検討。</u></p> <p>②資格取得のための学校への通学 ・<u>女性自立支援センターに入所中の通学については今後もできるように継続していく。</u> ・奨学金等の情報の整理。</p> <p>③法的対応 ・児童相談所との連携については必要に応じて今後も継続。</p>
<p>市町村連携</p>	<p>①市町村の庁内連携(人権担当部署の権限)</p> <p>②転居先市町村への事前相談 ・事前に情報を伝えることの難しさ。 ・学校間の連携</p> <p>③女性自立支援センターのアフターケアにおける市町村との連携</p> <p>④市町村のサービスが必要であるが実施主体が決まらない ・障がい者サービスの対象となりうるか判断が困難なケースの支援</p> <p>⑤生活保護の受給について</p>	<p>①市町村の庁内連携(人権部署の権限) ・<u>要保護児童対策地域協議会の調整機関のような役割を人権担当課が担う仕組みになっていないため、市町村により連携の差がある。</u> ・調整機能の体制が確立していないと、担当者の個性や人脈によって連携のしやすさが変わり、必要な連携が十分にしきれないことがある。</p> <p>②転居先市町村への事前相談 ・教育委員会を仲介し、丁寧に説明をつくすことで、教育委員会間での引継ぎを行うことで対応している。 ・<u>教育委員会がDV被害者支援の視点を持ち、情報伝達の役割を十分に果たすことが重要である。</u></p> <p>③女性自立支援センターのアフターケアにおける市町村との連携 ・<u>転居後に手続き面以外に市町村と継続的な関わりを持つことが困難。</u> ・市町村によっては、「女性自立支援センターがアフターフォローしているなら必要ないのでは」と言われることもあり、市町村での継続的な相談につなぐことができない。 ・市町村と女性自立支援センターの情報共有に課題がある。 ・女性相談センターと女性自立支援センターで適切な時期に的確に情報共有ができていない。</p> <p>④援護の実施主体となる市町村の決定 ・障がい分野では、<u>一時保護中の援護の実施主体が元の市町村であるという認識が共有されておらず、支援が得られにくい。</u> ・<u>支援が必要ではあるが、診断につながらず障がいサービスを受けることができない方の支援の方策が限られている。</u> ・<u>本人が障がい受容ができていないとサービスにつなぐことは困難(申請主義)。</u> ・<u>本人が検査・診断等を受ける意思を示しても、診断がつかなければ障がいサービスを使うことができない。</u></p> <p>⑤生活保護の受給について ・生活保護の決定は、<u>市の判断になるため、要件にばらつきがある。</u> ・女性自立支援センターを入所施設として見てもらえず、生活保護申請に苦慮。 ・<u>居所を転々としている状態で保護した場合は、援護の実施機関の設定で時間・労力を要する。</u></p>	<p>①市町村の庁内連携(人権部署の権限) ・<u>DV対策主管課(人権課、男女参画課)による庁内調整・コーディネート機能の明確化。</u> ・<u>市町村における婦人相談員の配置促進。</u> ・<u>庁内役割分担・連携の好事例集の作成・情報提供。</u></p> <p>②転居先市町村への事前相談 ・事前相談の必要性について理解を求める。 ・教育委員会へもDV被害者支援について対応の理解を深めるため、DV研修等の実施。 ・<u>DVケースについて避難先を秘匿にしつつ、子どもの引き継ぎは徹底するような体制。</u></p> <p>③女性自立支援センターのアフターケアにおける市町村との連携 ・<u>DV対策主管課(人権課、男女参画課)による庁内調整・コーディネート機能の明確化。</u> ・市町村における婦人相談員の配置促進。 ・支援の好事例を周知。 ・<u>女性自立支援センターのアフターケア中に変化があった場合の女性相談センターとの情報共有、対応について、事前に支援計画に盛り込む。</u></p> <p>④援護の実施主体となる市町村の決定 ・<u>DV対策主管課(人権課、男女参画課)による庁内調整・コーディネート機能の明確化。</u> ・市町村における婦人相談員の配置促進。 ・<u>一時保護ケースについての対応について、各課(障がい、子ども、高齢、生保等)と共通認識をもつための方法の検討。</u> ・支援の好事例を周知。</p> <p>⑤生活保護の受給について ・<u>生活保護受給における課題を整理。</u> ・府の見解をまとめ、市町村に通知・依頼文を发出することを検討。</p>

事例検討結果(まとめ) 事例検討によって明らかとなった支援上の課題及び今後の検討の視点 【概要】

資料4

事例検討テーマ	支援ニーズ	支援ニーズに対し、現状では対応が困難な背景となる問題	今後の検討の視点
単身女性支援	<p>①自立を目指す支援 ・婦人保護施設入所後、本人のペースに合わせた自立支援計画 ・婦人保護施設における内勤作業の必要性</p> <p>②病識のない精神疾患ケースの対応</p> <p>③居所を転々とした状態で保護につながったケースについて、援護の実施主体の明確化</p> <p>④支援ニーズの幅の広さ ・タイミング ・自己決定を支える支援</p> <p>⑤アフターケア</p>	<p>①自立を目指す支援 ・婦人保護施設は自立支援のための施設であるため、一定期間で就労自立を目指していく。 ・5～8年入所している方もおり、途中の段階で自立支援計画を見直すのか、救護施設等の他の資源を考えるのか、判断に迷うケースがある。 ・退所後、引き続き施設利用が適当であっても空きがない。 ・内勤作業のバリエーションを増やしていくことも必要。(ただし、内勤作業は、内容、分量を増やし過ぎると行う人がいない。) ・内勤作業は、外勤が難しいことで利用を開始するが、徐々に自信につながる。</p> <p>②病識のない精神疾患ケースの対応 ・入所期間中に障がい受容と手帳の取得を進め、障がいサービスを使いながら自立する体制を整えることができた事例もある。 ・医療につなぐ機会を窺いつつ、強制的な受診はできないことから、支援を途切れさせないように粘り強く支援機関につないでいく。 ・女性相談センターの一時保護期間中の嘱託医は、ケアに関する助言を行う。(支援方針を決定するわけではない。) ・本人に精神医療に対するニーズや病識はなくても、一定、精神科医の見立てがあって診断もつくケースなどは障がい支援を入れることで展開できる可能性がある。 ・障がい担当課の理解が必要。</p> <p>③居所を転々とした状態で保護につながったケースについて、援護の実施主体の明確化 ・生活保護について、市(援護の実施機関)によって要件が異なる。支援内容基準に差異がある。 ・現状としては、このようなケースは、一時保護施設の所在市町村が生活保護の支援の実施主体になっているが、一時保護施設の所在の市町村の負担が大きい。 ・明確なルールがないことが課題。</p> <p>④支援ニーズの幅の広さ ・支援ニーズによって関わる支援機関が違いため、その都度連携体制を構築する必要があり、困難さを伴う場合がある。 ・高齢者虐待、障がい者虐待に該当するケースである場合の、高齢担当課・障がい担当課との連携がうまくいかないことが多い。 ・障がいのグループホームや救護施設等の入所について、体験入所のお金がない、空きがない等でタイミングよくつなぐことができず、時間を要す。 ・手厚い支援が必要でありながらも、受け入れ先がなく、生活保護を受給して住宅設定し退所するという支援方法しかないケースがある。 ・婦人保護事業は、権限、支弁できる費用がない。逆に機能を有した場合どこまで担うかの線引きが難しい。 ・これまでに自己決定の経験がない方へ自己決定を求めることの困難さがある。 ・本人が自己決定したとしても、本人の自己決定が真の意向なのか、本当に必要な支援なのかを担保する仕組みがない。</p> <p>⑤アフターケア ・心理的なケアの支援を行うと支援が長期にわたる。 ・身近な市町村での支援につなぎたいが、地域での支援体制がない。 ・女性相談センターで回復プログラムを行っているが、交通費がないと来れない。 ・女性自立支援センターのアフターケアは、予算・人の配置・期間の制限があり、アフターケアが必要だと思われる人全てを対象として行うことができない。 ・地域での引継ぎ先をなかなか設定できずアフターケアの終期を決められない。</p>	<p>①自立を目指す支援 ・自立支援計画の定期的な見直しを徹底する。 ・終わりの見えない被害者ケアについて、支援プログラムの構築や、退所後のケアを開拓する。 ・自立支援計画に基づく内勤作業の実施。 ・自立につながる内勤作業を増やすための内容の見直し。</p> <p>②病識のない精神疾患ケースの対応 ・DV対策主管課(人権課・男女参画課等)が庁内で調整・コーディネートを行う体制の明確化。 ・婦人相談員の配置の促進。 ・嘱託医による診察を医療機関への受診・診断につなげる仕組み作りの検討。</p> <p>③居所を転々とした状態で保護につながったケースについて、援護の実施主体の明確化 ・生活保護受給要件に関する課題の整理。 ・府の見解をまとめ、市町村への通知・依頼文の発出を検討。</p> <p>④支援ニーズの幅の広さ ・DV対策主管課(人権課・男女参画課等)が庁内で調整・コーディネートを担い、庁内連携をスムーズに行うことができる体制モデルの構築。 ・関係各課と共に支援を考えることのできる体制作り。 ・心理士をまじえて丁寧な関わりの中で支援を進める。</p> <p>⑤アフターケア ・アフターケアの具体的な実施計画を立てる。 ・アフターケアの強化。 ・転居後の生活再建への支援機関の開拓。 ・市町村における支援について好事例等を研修で取り上げ情報を共有する。</p>